

例外規定に該当する場合（部局等確認のみで最終決定）

【記入例】

必ず事前に提出してください。

記入年月日：平成●●年 ●月 ●●日

安全保障輸出管理事前チェックシート〔外国人（留学生、研究者、訪問者）受入用〕

取扱

職員等は、外国人を受け入れようとする場合、以下に

協定等締結の場合

- ・受け入れ教員等が決定・・・全て記載してください。
 - ・受け入れ教員等が未決定・・・部局長等を申請者とし、可能な範囲記載してください。
- なお、空欄には、斜線を引いてください。

1. 受け入れ教員等

部局名	全部局
学科・講座等	
研究分野	例：全ての分野，医学系，等
申請者職・氏名	〇〇本部 〇〇・〇〇
内線・e-mail	内線：〇〇〇〇 jm〇〇〇〇@~

2. 受け入れ人物

- 留学生 → ■ 学部 ■ 大学院 ■ 研究生 □ その他（ ）
- 研究者 → □ 弘前大学で雇用 ■ それ以外
- 訪問者

受け入れ人物の氏名	
出身国	
*所属	〇〇〇 *留学生で本学以外に学籍を有さない者、又は雇用受け入れ人物が、過去に外国ユーザーリスト掲載機関に該機関名及び所属期間をご記入ください。 【外国ユーザーリスト機関名： 】 【所属期間： 】
受け入れ予定期間	平成▲▲年●●月●日 ~ 平成▲▲年●●月●日（■年■か月■日）自動更新あり
提供予定の技術の名称	基礎的なものであり、すでに不特定多数の者に対して公開済みのもの

協定書等に自動更新の有無が明記されている場合、余白に記載してください。

※受け入れ人物の履歴が分かる書類も併せて提出ください。

<事前確認>

◎ 経済産業大臣の許可を要しない場合（外為法の規制の該非判定を要しない例外規定）

安全保障輸出管理の観点から、特に支障がないと認められるために経済産業大臣の許可を要しない貨物や技術の提供があります。外為法の規制を受けるかどうかの判定をする前に、提供する貨物や技術が例外規定に該当するかどうかのチェックをしてください。（例外規定の詳細を確認したい場合は、貨物については輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）第4条、技術については貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成10年通商産業省令第8号）第9条をご覧ください。）

1	受け入れ人物に提供する技術が以下のいずれかである。又は、少なくとも雇用契約を締結若しくは日本に入国後6か月を経過するまでの間に提供する技術が、以下のいずれかである。 ① 基礎科学分野の研究活動において提供する技術 ② 公知の技術 1) 新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術 2) 学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術 3) 工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術 4) ソースコードが公開されているプログラム 5) 学会発表用の原稿又は展示会等での配布資料の送付、雑誌への投稿等、当該技術を不特定多数の者が入手又は閲覧可能	■ はい □ いいえ ■ はい □ いいえ									
2	上記「1」のいずれかに「はい」と回答された方のみ、以下に「はい」とチェックされた項目の番号とその理由をご記入ください（記入欄が足りない場合は余白をご利用いただくか、別紙を添付してください）。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①~②</td> <td>提供予定の技術内容は、基礎的なものであり、すでに不特定多数の者に対して公開済みのものである。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	No.	理由	①~②	提供予定の技術内容は、基礎的なものであり、すでに不特定多数の者に対して公開済みのものである。						
No.	理由										
①~②	提供予定の技術内容は、基礎的なものであり、すでに不特定多数の者に対して公開済みのものである。										

上記1、2を含めた例外規定

□ 該当しない

■ 該当する → 以下、記入不要です。

例外規定に該当した場合、「■該当する」にチェックし、ここで記載終了です。部局等担当者へ提出してください。

※例外規定に該当する場合は部局等確認のみで最終決定

例外規定に該当する場合（部局等確認のみで最終決定）

※項目3～5に該当する場合は、受け入れ人物の研究計画及び提供予定技術の詳細が分かる書類を添付してください。

<p>提供しようとする技術は、外為法上、規制の対象のものか。</p> <p>*リスト規制→貨物の輸出／技術の提供（輸出令・別表第1／外国為替令・別表）</p> <p>*キャッチオール規制→補完的輸出規制対象品目表（輸出令別表第1の16項（2））</p> <p>（注：貴金属、支払手段、証券又はその他債権を化体する証書、木材、食料品等の一部を除くほとんど全ての貨物が規制の対象となっています。また、それらの貨物の「設計」「製造」「使用」に関する技術も規制対象となっています。）</p> <p>【参照】経済産業省安全保障輸出管理HP (http://www.meti.go.jp/policy/anpo/) の「貨物・技術のマトリクス表」を参照してください。</p>	<input type="checkbox"/> はい 該当する項番〔 〕	<input type="checkbox"/> いいえ
<p>受け入れ人物は、外国ユーザーリストに掲載されている企業・機関に所属する者（過去に所属していた者も含む）であるか。又は、懸念国（イラン・イラク・北朝鮮）若しくは国連武器禁輸国・地域（アフガニスタン、コンゴ民主共和国、コートジボワール、イラク、レバノン、リベリア、北朝鮮、シエラレオネ、ソマリア、スーダン）出身者である。</p> <p>（注：外国ユーザーリストに掲載されている企業等が属している国・地域は、イスラエル、イラン、インド、北朝鮮、シリア、台湾、中国、パキスタン、アフガニスタンの9か国のみであり、それ以外の国の企業等の場合はリストをアップロードするまでもなく「いいえ」となります。）</p> <p>【参照】経済産業省安全保障輸出管理HP (http://www.meti.go.jp/policy/anpo/) を参照してください。</p>	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
<p>以下のいずれかに該当するか。</p> <p>① 受け入れ人物が、将来本国に帰国し、軍事関連部門や軍需企業に就職することを今までの連絡から知っているか。</p> <p>② 入手した書類において、兵器等の開発に用いられる、又は用いられる疑いがある。又は、相手先が、兵器等の開発、製造、貯蔵を行っていることが記載、記録されている。</p> <p>③ 入手した書類において、核燃料物質、核融合、原子炉に用いられる、又は用いられる疑いが記録・記載されている。</p> <p>④ 相手方は外国の軍又は警察である。又は入手した書類において、これらの委託を受けて、化学物質・微生物・毒素の開発等、宇宙に関する研究に用いられる、又は用いられる疑いがある。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> いいえ
<p>受け入れ人物が以下のいずれかに該当するか。</p> <p>① 日本に入国後6か月以上経過している。</p> <p>② 本学と雇用関係にある。</p> <p>*上記①②のいずれかに該当する場合は、外為法上の規制対象外となります。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> いいえ

記載不要

部局等確認欄			
<p>上記、事前確認の内容を確認する。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 取引可 ※例外規定に該当する場合は部局等確認のみで最終決定</p> <p><input type="checkbox"/> 該非判定、取引審査の手続を要する</p> <p><input type="checkbox"/> 不明・疑義</p>	<p>部局輸出管理責任者</p> <p>平成〇年〇月〇日</p> <p style="text-align: center;">印</p>	<p>部局輸出管理アドバイザー</p> <p>平成〇年〇月〇日</p> <p style="text-align: center;">印</p>	<p>部局輸出管理事務担当者</p> <p>平成〇年〇月〇日</p> <p style="text-align: center;">印</p>
<p>事前確認No.は、部局が付します。 付番方法は、補足資料を参照してください。</p> <p>事前確認No. 18T0△△△</p>			

次確認欄							
<p>上記、事前確認の内容を確認する。</p> <p><input type="checkbox"/> 取引可</p> <p><input type="checkbox"/> 該非判定、取引審査の手続を要する。</p> <p><input type="checkbox"/> 不明・疑義 理由： _____</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">輸出管理責任者</td> <td style="width: 50%;">輸出管理事務担当者</td> </tr> <tr> <td>年 月 日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">印</td> <td style="text-align: center;">印</td> </tr> </table> <p>事前確認No. _____</p>	輸出管理責任者	輸出管理事務担当者	年 月 日	年 月 日	印	印
輸出管理責任者	輸出管理事務担当者						
年 月 日	年 月 日						
印	印						

記載不要

最終確認欄				
<p>上記、事前確認の内容を確認する。</p> <p><input type="checkbox"/> 取引可</p> <p><input type="checkbox"/> 該非判定、取引審査の手続を要する。</p> <p>〔取引審査申請書を研究推進部研究推進課（内線3906 3908）に提出〕</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 100%;">輸出管理統括責任者</td> </tr> <tr> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">印</td> </tr> </table> <p>事前確認No. _____</p>	輸出管理統括責任者	年 月 日	印
輸出管理統括責任者				
年 月 日				
印				

例外規定に該当する場合（部局等確認のみで最終決定）

【補足資料・共通】

1. 部局棟確認欄の事前確認No. について

〔技術提供・貨物輸送用〕

（例）18MH001

18	頭2桁が西暦の下2桁 2018年なら18となる。※ただし、年度で考えるため、平成30年度（2018年度）ならば2019年3月31日までは、頭2桁は18で付番してください。 31年度になってから頭2桁を19で付番してください。
M	技術提供、貨物輸送の場合は、 M を使用してください。
H	以下、部局コード表から、安全保障輸出管理コードを確認してください。
001	下3桁は年度区切りの連番 とします。

〔外国人（留学生、研究者、訪問者）受入用〕

（例）18TH001

18	頭2桁が西暦の下2桁 2018年なら18となる。※ただし、年度で考えるため、平成30年度（2018年度）ならば2019年3月31日までは、頭2桁は18で付番してください。 31年度になってから頭2桁を19で付番してください。
T	外国人（留学生、研究者、訪問者）受け入れの場合は、 T を使用してください。
H	以下、部局コード表から、安全保障輸出管理コードを確認してください。
001	下3桁は年度区切りの連番 とします。

2. 一次確認欄及び二次確認欄の事前確認No. について

一次確認欄及び二次確認欄の事前確認No.は、同一No.を記入してください。

3. 部局コード表

安全保障輸出管理コード	部局等名称
9A	総務部（役員等含む）
9B	財務部
9C	学務部
9D	施設環境部
9E	研究推進部
9F	社会連携部
H	人文社会科学部
P	教育学部
M1	医学研究科
M2	保健学研究科
S	理工学研究科
A	農学生命科学部
GR	地域社会研究科
M3	医学部附属病院
OC	被ばく医療総合研究所
OE	総合情報処理センター
OF	生涯学習教育研究センター
OI	保健管理センター
OJ	アイソトープ総合実験室
OK	機器分析センター
OL	出版会
OM	附属図書館
ON	資料館
OR	COC推進本部（COC推進室含む）
OS	国際連携本部
OT	地域戦略研究所
9G	教育推進機構
9H	研究・イノベーション推進機構
9I	社会連携推進機構
9J	COI研究推進機構
9K	法人内部監査室
9L	男女共同参画推進室
9M	学長戦略室